

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年2月3日（平成28年（行情）諮問第63号）

答申日：平成28年7月28日（平成28年度（行情）答申第235号）

事件名：特定の特定秘密指定整理番号の文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成27年11月6日付け法務省秘総第101号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

ア 異議申立人は、平成27年10月5日、処分庁に対して、法に基づき、本件対象文書の情報公開請求をした。

イ 処分庁は、平成27年11月6日、アの請求に対し、以下本件不開示処分（原処分）を行った。

「不開示とした理由 上記の文書は、全体に渡り、危機管理に関する情報が記載されており、公にすると、危機管理体制に重大な影響を及ぼすこととなり、国の安全が害されるおそれや、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ、及び当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあることから、法5条3号、4号及び6号に定める不開示情報に該当する」

ウ しかし、原処分は、次の理由により違法である。

「本件不開示処分」

法5条3号、4号、6号に当たらない。

エ 以上から、原処分の取消しを求めて本申立に及んだ。

（2）意見書

ア 不開示情報のファイル名まで不開示とする合理的理由はない。

（ア）そもそも本件は、特定秘密指定管理簿に記載された文書を対象と

するところ、特定秘密指定管理簿で公示されるべき文書のファイル名までもが一部不開示とされている、という特異なものである。

- (イ) 本件のように、特定秘密指定管理簿記載のファイル名が一部不開示にされている場合には、国民が、処分庁において保有する情報が特定秘密に指定された情報か否かがわからない状態で放置されていることになる。

しかし、特定秘密の保護に関する法律（以下「特定秘密保護法」という。）は、特定秘密の取扱者ではない一般市民に対しても、特定秘密の漏えいを「共謀し、教唆し、又は煽動した」とときには、刑罰を課すことを前提としている（同法25条）。そして特定秘密保護法は、当該情報が特定秘密に指定されていることを知っていることを処罰の条件としていないから、特定秘密保護法違反の自覚がないうちに、「特定秘密の漏えいを教唆した」として、ある日突然捜査対象とされかねない状況にある。

特定秘密保護法の施行により一般市民がこのような状況に置かれていることからすると、特定秘密指定管理簿に文書のファイル名が明らかにされることは、知る権利（憲法21条）のみならず、罪刑法定主義（憲法31条）の要請でもある。

- (ウ) したがって、まずは不開示情報のファイル名を明らかにすることを求める。

イ 諮問庁の理由説明は「相当の理由」の説明にもなっていない。

- (ア) 諮問庁は、本件対象文書について、「危機管理に関する情報」が記載されていると説明するだけで、当該文書の枚数も明らかにしないことを明らかにしている。

- (イ) しかし、いうまでもなく、「危機管理に関する情報」のカテゴリーは極めて広い。原子力発電所での事故情報など、明らかに危機管理に属する情報でありながら、法によって公表が義務付けられている情報すら存在している。

国の安全が害されるおそれがある、として、法5条3号に該当すると主張するのであれば、諮問庁は、開示によって想定される具体的害悪（事象）を示すとともに、かかる事象発生が、あり得ないことではないと一般的に認定し得る程度に、不開示判断の根拠事実を主張し、立証すべきである。

- (ウ) ところが諮問庁が述べるところは、単に当該情報が「危機管理に関する情報だ」というだけである。したがって、これを公にした場合に危機管理体制に重大な影響を及ぼし、国の安全が害されるおそれ等があるという諮問庁の説明は、抽象的というだけでなく、内容空虚である。枚数等も明らかにすると「危機管理体制に重大な影響

を及ぼすこととなり、国の安全が害されるおそれ等」があるという説明に至っては、意味不明である。

(エ) 本件対象文書の概要が記載された特定秘密指定管理簿では、「法別表のいずれの事項に関するものであるかの別」欄に「第2号口」と記載されている。このことから、本件対象文書が特定秘密保護法別表第2号口「安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針」に関するものであることはわかるのであるから、「危機管理に関する情報」という抽象的な説明では足りないことは明らかである。

ウ 以上のとおり、諮問庁の説明は法のルールを無視した抽象的な内容に終始しているのであって、不開示事由の主張およびその根拠の提示を示しているとは言えず、合理性は皆無である。

第3 諮問庁の説明の要旨

平成27年12月28日付けで受け付けた、処分庁による法に基づく全部不開示決定処分（原処分）に対する異議申立てについては、以下の理由により、原処分維持が適当であると考えます。

1 本件異議申立ての趣旨について

本件は、異議申立人が行った、本件対象文書の行政文書開示請求に対して、処分庁において法5条3号、4号及び6号に該当することを理由に開示請求に係る行政文書の全部を開示しない処分を行ったところ、異議申立人から原処分の取消しを求めて本件異議申立てがされたものである。

2 異議申立人の主張及び原処分について

異議申立人は、異議申立ての趣旨として、「第2項記載の処分を取り消すとの決定を求める。」（第2項記載の処分とは、原処分のこと）とし、異議申立ての理由として、原処分に対し、「法5条3号、4号、6号に当たらない。」旨主張しているが、本件の開示請求に係る行政文書は、全体にわたり、危機管理に関する情報が記載されており、公にすると、危機管理体制に重大な影響を及ぼすこととなり、国の安全が害されるおそれや、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ、及び当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあることから、法5条3号、4号及び6号に定める不開示情報に該当する。

そして、前述のとおり、本文書は全体にわたり、危機管理に関する情報が記載されており、その分量（枚数等）を含め、公にした場合、危機管理体制に重大な影響を及ぼすこととなり、国の安全が害されるおそれ等があるため、法9条2項の規定に基づき不開示としたところである。

したがって、異議申立人の主張には理由がなく、原処分は妥当である。

3 結論

以上のとおり、本件対象文書につき、法5条3号、4号及び6号に該当

するとして不開示とした決定は妥当であり、原処分は維持されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月3日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月19日 審議
- ④ 同年3月7日 異議申立人から意見書を收受
- ⑤ 同年6月28日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年7月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定秘密指定整理番号「08 ○-201412-1-2 口 b-1」平成26年12月26日に指定した「○について平成25年5月及び平成26年2月に作成された我が国の政府が講じる措置又はその方針」であり、処分庁は、その全部について、法5条3号、4号及び6号に該当するとして、不開示としたものである。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

なお、異議申立人は、意見書において、特定秘密指定管理簿記載のファイル名の一部が不開示とされていることについて、当該ファイル名を明らかにすべき旨を主張するが、これは本件の開示請求とは異なる開示請求に係る処分に関するものであり、本件諮問の対象ではないことから判断しない。

2 不開示情報該当性について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象文書は、領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針であり、その分量（枚数等）を含め、公にすることにより、領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針の手の内が明らかになり、外国政府により対抗措置が講じられ、当該領域への侵害行為が容易になったり、外国政府との交渉が不利になったりすることとなり、ひいては我が国の領域の保全に著しい支障を与えることとなることから、国の安全が害されるおそれや公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ及び当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条3号、4号及び6号に該当するとのことであった。

本件対象文書は、諮問庁の上記説明のとおり、その分量（枚数等）を含め、その全部が領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方

針に関する具体的な情報であると認められる。

したがって、本件対象文書は、分量（枚数等）も含めて、これを公にすることにより、領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針の手の内が明らかとなり、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条4号及び6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条3号、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、同条3号に該当すると認められるので、同条4号及び6号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

特定秘密指定整理番号「08 ○-201412-1-2 口 b-1」平成26年12月26日に指定した「○について平成25年5月及び平成26年2月に作成された我が国の政府が講じる措置又はその方針」